

住居表示の実施について意見を聞く会のご案内

大和市役所 都市総務課

これまで、地元自治会役員の方々を中心とした住居表示等検討会で、下鶴間地区（下鶴間3782番地～4271番地）の住居表示について検討を重ねていただきました。このたび、検討会でのご意見を基に市の素案を作成しました。

つきましては、住居表示についての皆様のご意見をうかがう機会として、次のとおりポスターセッション形式による意見を聞く会を開催いたします。

「ポスターセッション形式」とは、会場に展示したパネルなどをご覧いただき、ご質問やご意見があればその場でうかがい、担当の職員が説明を行うものです。

住居表示の素案についての説明や、住居表示制度について説明したパネルを、ゆっくりご覧いただき、ご意見などを頂戴したいと考えておりますので、ご都合のよい時間に会場にお越し下さい。

また、ホームページからのご意見もあわせて募集しております。

【日 時】

1回目 平成20年12月12日（金）午前10時～午後8時

2回目 平成20年12月13日（土）午前10時～午後5時

【場 所】

鶴間新町自治会館（右図参照）



【問い合わせ先】

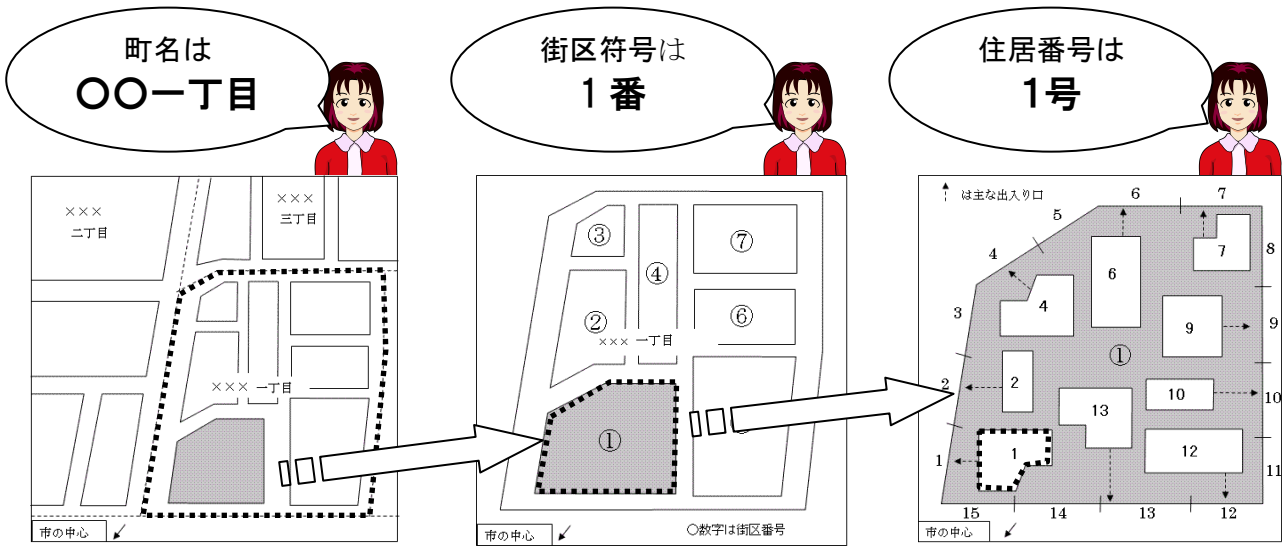
大和市役所 都市総務課
電話046-260-5443

【ホームページアドレス】

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-soumu/jyuukyohyouji.html>

1. 住居表示とは

住所の表し方を土地の番号である地番の使用に替えて、建物に対して一定の基準で新しい番号をつけて住所を分かりやすくするものです。



★ 町をハッキリわかりやすく(〇丁目)します。

★ その町を分割して街区(〇番)を決めます。

★ その街区のまわりに基礎番号を振り、出入口に合わせて建物の住居番号(〇番)を決めます。

■住所の表し方

実施前 大和市

下鶴間

1 2 3 4 番地 5

実施後 大和市

〇〇一丁目
新 町 名

1番
街区符号

1号
住居番号

■本籍の表し方

実施前 大和市

下鶴間

1 2 3 4 番地 5

実施後 大和市

〇〇一丁目
新 町 名

1 2 3 4 番地 5
変更なし

■不動産登記（土地）の表し方

実施前 大和市

下鶴間

1 2 3 4 番 5

実施後 大和市

〇〇一丁目
新 町 名

1 2 3 4 番 5
変更なし



2. 住居表示の効果

建物の住所を住居表示で表すことで、建物の位置がわかりやすくなるため、下記の例のような効果が期待できます。

(例)

- ・ 連絡を受けた消防車や救急車が迅速に建物に到着できる。
- ・ 荷物や郵便物などの集配業務が正確・迅速に行われる。
- ・ 訪問者が目的の建物や人を探しやすくなる。



3. 住居表示実施の素案について（下図参照）

■実施区域

小田急江ノ島線を挟んで東西に存在する「下鶴間」の飛び地解消という目的から、小田急江ノ島線西側の下鶴間全域を対象とします。

■町名素案

「中央林間西一丁目」～「中央林間西六丁目」の新町名と一部「南林間三丁目」を拡大します。

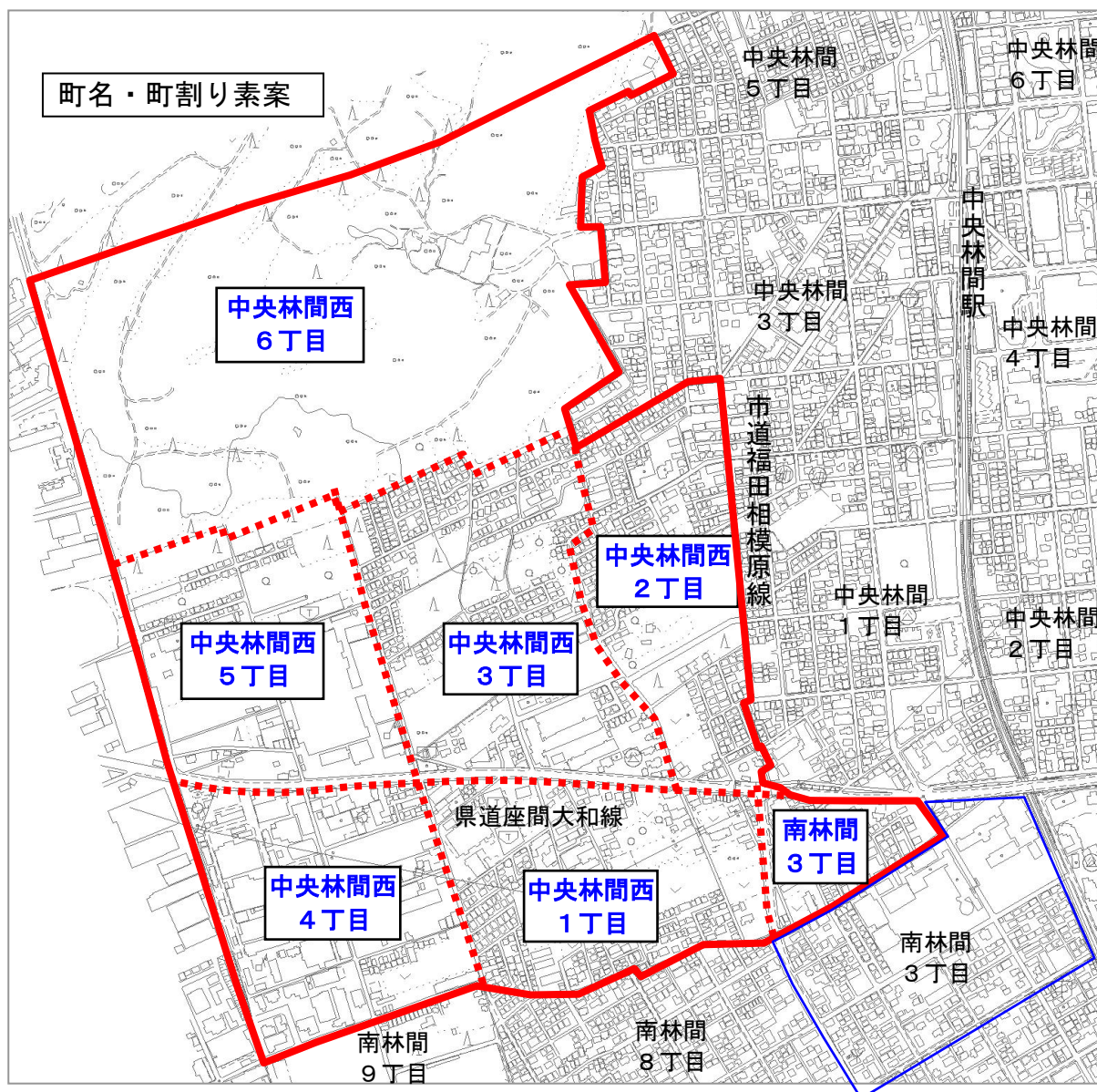
■町名素案の主な検討内容

自治会で行ったアンケート等では、「中央林間」「南林間」の町名を望む方が多くいらっしゃいましたが、

- ・「中央林間七丁目」以降の町名をつけた場合、六丁目と離れてしまう。
- ・「南林間十丁目」以降の町名をつけた場合、漢数字で書くと分かりにくい。

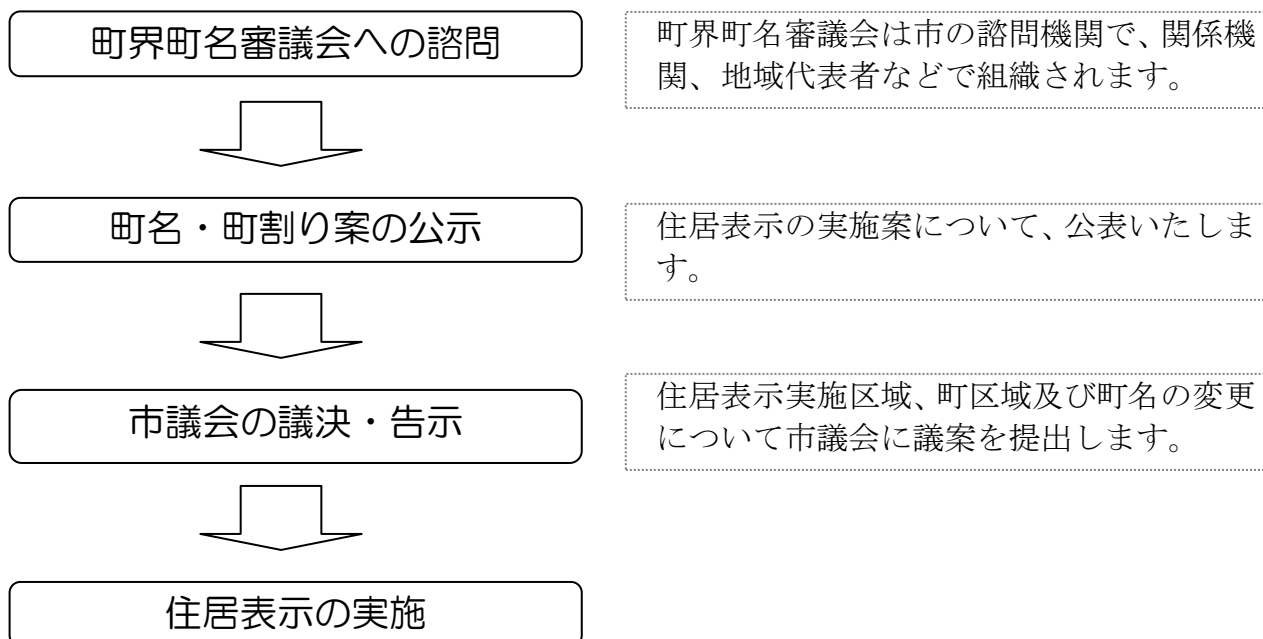
など、分かりやすい住所の観点から検討した結果、「中央林間西」という新たな町名とする案としました。

一部区域については、「南林間三丁目」の区域を拡大しても支障ないことから、幹線道路まで区域を拡大する案としました。



4. 住居表示実施までの流れ

現在、素案を基に皆さんの意見をお聞きしていますが、住居表示の実施までには以下のような、法律に基づく手続きを行うことが必要です。



5. 住居表示実施後に必要となる手続きについて

住居表示実施に伴う住所変更により、

- ・自動車運転免許証
- ・土地・建物登記簿の所有者等の住所変更登記
- ・会社などの法人の本店・支店の所在地の変更登記及び代表者の住所変更
- ・預金通帳などの住所変更などの手続きを、ご自身で行っていただくことが必要となります。



※住民基本台帳、印鑑登録原票、選挙人名簿、外国人登録原票、国民年金被保険者名簿などの住所、戸籍簿の本籍については市が変更を行います。

※不動産登記簿の表題部の所在欄は法務局が行います。
(所有者の住所は、ご自身で変更申請が必要です。)



住居表示に関する情報は、市のホームページにも掲載しています。
また、意見を聞く会以降も、ご意見やご質問があれば都市総務課にご連絡下さい。

【ホームページ】

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-soumu/jyuukyohyouji.html>

【問い合わせ先】

大和市役所都市総務課（市役所4階）電話046-260-5443